

第5次千葉市地域防犯計画の概要

令和5年4月
千葉市

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市の地域防犯に関して、今後のあるべき方向性を明らかにし、市、市民、事業者、警察、その他関係機関等が、それぞれの役割において連携と相互協力のもとに、持続的に防犯への取組みを進める方針として、これまでの計画に引き続き策定します。

2 計画の対象範囲

主として日常の行動範囲内で発生する市民生活に関係する犯罪への対策、取組みのほか、犯罪被害者等への支援を対象とします。

3 計画の位置づけ

この計画は、地域防犯に関する個別計画として位置づけます。また、千葉市基本計画・実施計画との整合性を図るとともに、千葉市再犯防止推進計画をはじめとした他の個別部門計画と連携し、地域防犯に関する施策の推進を図ります。

4 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間（千葉市基本計画と同期間）

なお、千葉市基本計画に基づく具体的な事業を示す実施計画（3か年計画）の終了時に、本計画に記載のデータ等を見直すほか、社会情勢や施策の進捗状況に応じて、計画の見直しを行うこととします。

5 計画の推進

本計画を推進するため、毎年度、具体的な取組みの進捗管理を行い公表します。また、実施計画（3か年計画）の終了時に、計画目標の達成指標等に関して評価を実施します。

第2章 現状と課題

1 刑法犯認知件数の推移 2 犯罪の現状

- 令和3年における刑法犯認知件数は、**5,829件**（ピーク時（平成12年）の31,421件に比べて約8割減少）
- 全体の**7割**以上が窃盗犯

3 市民意識

千葉市の治安は良いと感じるかについて「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は**84.1%**となり、令和2年度に実施したアンケートと比べ、**11.8ポイント上昇**。

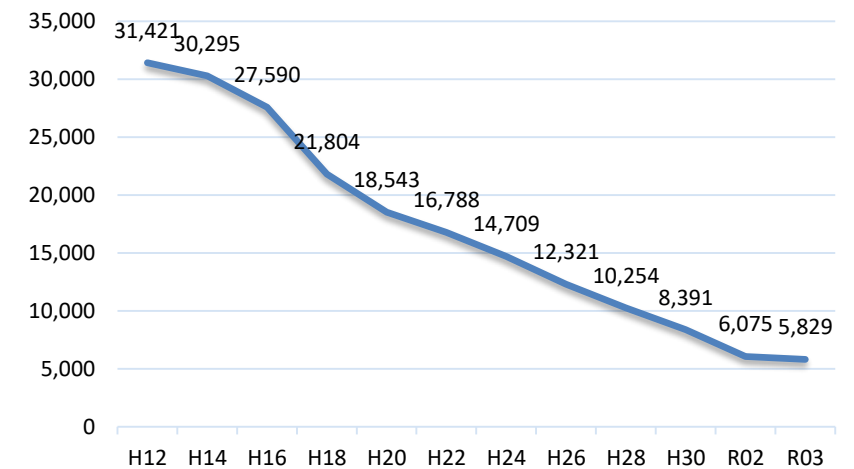
4 地域防犯活動の現状

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
防犯パトロール隊登録数	713団体	695団体	703団体
防犯ウォーキング登録数	10,248人	10,445人	10,627人
防犯カメラ累計補助台数	82台	113台	144台

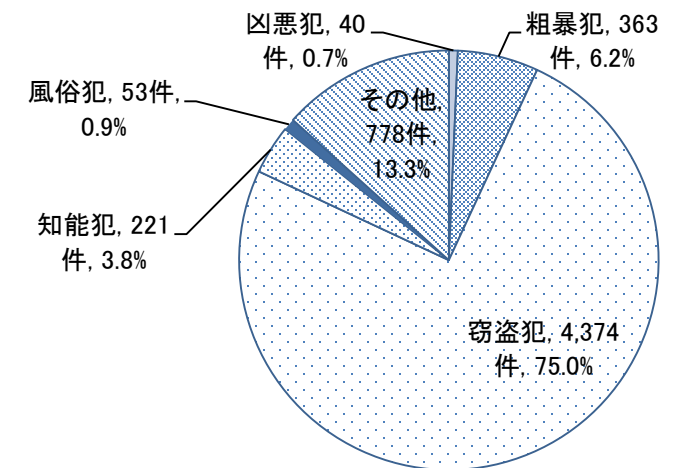
5 安全で安心なまちづくりへの課題

- (1) 防犯意識の向上
- (2) 地域防犯力の向上
- (3) 子どもや高齢者への安全対策・犯罪被害者等への支援
- (4) 安全で安心な環境の整備
- (5) 規範意識の低下による迷惑行為の氾濫

刑法犯認知件数の推移



罪種別内訳



計画目標： 安全で安心して暮らせるまち 千葉市の実現

【達成指標 1】 市内における刑法犯認知件数

刑法犯認知件数はピーク時の平成12年以降、連続で減少しております。本市の安全と直結する刑法犯認知件数を指標とし、今後も着実に減少させます。

【達成指標 2】 千葉市の治安が良いと回答する人の割合

アンケートにおいて千葉市の治安は良いと感じるかについて「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は、計画策定段階で84.1%と比較的高い水準となっています。市民の体感治安を指標とし、治安が良いと回答する人の割合8割以上を維持します。

第4章 防犯施策の推進について

1 基本的な4つの視点

犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた取組みを推進するにあたって、**4つの「地域防犯に大切な視点」**を整理します。

- (1) 防犯意識の向上
犯罪者の標的になりにくくするための取組み（抵抗性の向上）
- (2) 地域における防犯活動の推進
市、市民、事業者、警察、その他関係機関などが相互補完的にそれぞれの役割を果たし、連携をすることでの一体となった取組み
- (3) 犯行を躊躇させる環境の整備
監視の目を確保したり、まちの死角をなくしたりする等の環境の整備
- (4) 基本的人権の尊重
子ども、高齢者、女性、障害者、犯罪被害者等の視点に立った取組み、市民の基本的な人権を侵害しないよう配慮した取組み

2 地域を構成する者のそれぞれの役割

地域における犯罪をなくすためには、市や警察はもちろん、市民及び事業者にあっても地域の構成員として次のような役割が期待されます。

- (1) 市 防犯に係る広範な周知や自主防犯活動の支援など
- (2) 市民 自らの安全確保のための取組みや自主的な活動への参加など
- (3) 事業者 市、市民や警察等と連携した取組みへの協力
- (4) 警察 犯罪情報の提供や犯罪の取締りの徹底など

第4章 防犯施策の推進について

3-1 具体的な取組み（体系図）

(1) 市民を主体とした防犯活動への支援	ア <u>犯罪発生情報の提供及び最新の防犯知識の普及</u> 【重点】
	イ 「防犯リーダー」 等人材の育成
	ウ <u>防犯パトロール活動に対する支援</u> 【重点】
	エ <u>防犯街灯・防犯カメラ等の設置支援</u> 【重点】
(2) 地域防犯ネットワークの推進	ア 防犯上の拠点の整備
	イ 「防犯への協力に関する覚書」 締結事業者の拡大
	ウ 青色回転灯装着公用車等による防犯パトロール活動の実施
	エ 迅速な防犯情報の配信
	オ 地域防犯連絡会の開催
	カ <u>繁華街等における安全で安心なまちづくりへの取組み</u> 【重点】
	キ 暴力団排除への取組み
	ク 災害時における地域防犯体制の強化
ケ 区の独自性を活かした防犯施策	
(3) 子どもを犯罪から守る	ア <u>学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等、児童関連施設における安全確保の取組み</u> 【重点】
	イ 登下校時等における安全確保の取組み
	ウ 子どもが加害者とならないための取組み
	エ 児童虐待防止への取組み

第4章 防犯施策の推進について

(4) 高齢者、女性、障害者への安全対策 ・ 犯罪被害者等への支援	ア 県、警察、関係団体との連絡会議の開催
	イ <u>電話de詐欺等への対策</u> 【重点】
	ウ 徘徊高齢者SOSネットワーク
	エ <u>犯罪被害者等への支援</u> 【重点】
(5) 防犯に配慮した環境の整備	ア 公共施設の整備及び管理における防犯上の配慮
	イ <u>防犯カメラの設置・運用</u> 【重点】
	ウ 防犯に配慮した住宅等の促進
	エ 空き家・空き地に対する取組み
(6) 軽微な犯罪や犯罪に至らない 義務違反行為に対する取組み	比較的軽微な犯罪や義務違反行為に対する取組み（条例に根拠を置く主なもの）
(7) 関係部署が連携した取組みの推進	関係部署の連携した取組み
(8) 警察との連携	ア 犯罪情報の提供
	イ 防犯パトロールや防犯に配慮した都市空間づくりにおける実務上の支援
	ウ 防犯に関する啓発活動への相互参加

第4章 防犯施策の推進について

3-2 具体的な取組み（主なもの）

第5次地域防犯計画では、以下の項目に重点的に取り組めます。

▶ 市民を主体とした防犯活動への支援

• 犯罪発生情報の提供及び最新の防犯知識の普及

ホームページへの掲載やちばし安全・安心メール等様々な広報手段により、積極的な犯罪情報の提供と防犯知識の普及を図るだけでなく、犯罪発生状況等を地図上に表示する等、分かりやすい情報提供に努めます。

• 防犯パトロール活動に対する支援

防犯パトロール隊に対し、腕章、パトロールベスト等の防犯パトロール活動に必要な物品の支援を引き続き行うほか、将来的には先端技術を活用した支援を検討します。

• 防犯街灯・防犯カメラの設置支援

町内自治会、地区町内自治会連絡協議会や商店街が、防犯街灯や商店街街路灯、防犯カメラを設置する際に要する経費の一部の補助を行い、防犯街灯や防犯カメラ等の防犯設備の普及を促進します。

▶ 地域防犯ネットワークの推進

• 繁華街等における安全・安心まちづくりへの取組み

条例に基づき、客引き行為等禁止区域である中央区富士見地区及びJR海浜幕張駅地区において、指導員による指導を行うほか、地元の町内自治会、商店街等団体、市、警察等が連携し、客引き対策を行います。

第4章 防犯施策の推進について

3-2 具体的な取組み（主なもの）

➤ 子どもを犯罪から守る

• 学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等、児童関連施設における安全確保の取組み

児童関連施設における不審者の侵入による子どもへの犯罪被害を防止し、安全を確保するため、防犯機器の配備や警備委託などの安全対策のほか、子どもに対して防犯教室等を行い、防犯意識の高揚や危機に遭遇した場合の対処方法の習熟を図ります。

➤ 高齢者、女性、障害者への安全対策・犯罪被害者等への支援

• 電話de詐欺等への対策

高齢者や女性が狙われやすい電話de詐欺については、近年被害が深刻化しており、関係機関と連携して、電話de詐欺の一掃に向けて重点的に取り組んでいきます。

• 犯罪被害者等支援の取組み

犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を行うとともに、地域社会全体で犯罪被害者等を支えていくために、条例の制定を目指します。

➤ 防犯に配慮した環境の整備

• 防犯カメラの設置・運用

JR主要駅周辺や繁華街等に防犯カメラを設置・運用し、不特定多数の人が集まる場所における犯罪の抑止を図ります。